



健康・福祉

結婚50周年を迎えるご夫婦の長寿をお祝いします

該当される方は、申請が必要です。

対象者 平成27年9月1日現在で3カ月以上市内に居住している昭和39年9月2日から昭和40年9月1日に婚姻の届出をされた方
手続きに必要なもの

- ・印鑑
- ・本籍が山武市にない方は戸籍の全部事項証明書（謄本）
- ・通帳の写し（振込先口座番号と名義人カナ氏名のわかるもの）

申請期限 8月21日(金)

申請先 高齢者福祉課・出張所
祝金 5000円

☎ 0475(80)2642
☎ 0475(80)2642
☎ 0475(80)2641

あんとんねえさく in 山武市 九十九里地域認知症家族の会
認知症の方を介護されている方同士で、介護の悩みや困っていることなどを語り合いませんか？
日時 7月14日(火) 午後1時30日

分〜3時30分

場所 成東文化会館のぎくプラザ

内容 参加者同士の交流会と個別相談

対象 認知症の方(疑いを含む)を介護している方

※市外の方も参加できます。

申・☎ 地域包括支援センター

☎ 0475(80)2643

65歳以上の方に介護保険料額決定通知書を送ります

介護保険は、介護が必要になったときに、本人負担1割（一定以上所得者は平成27年8月から2割）で介護サービスが受けられる制度です。

65歳以上の方の保険料の基準額は、介護サービスに必要な費用や65歳以上の方の人口の見込みなどをとに、3年（第6期・平成27〜29年度）ごとに改定されます。※詳細は7月中旬に送付される通知書をご覧ください。

☎ 0475(80)2641

☎ 0475(80)2641



重度心身障害者医療費助成制度が変わります

重度の障がいがある方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定以上）を対象とした医療費助成制度です。

平成27年8月1日から、医療機関窓口で受給券を提示し、一定の自己負担金を支払う制度（現物給付）に変わります。ただし、受給券を忘れた場合や県外の医療機関を利用した場合は、従来通り市役所への申請（償還払い）が必要となります。

制度を利用する場合は、あらかじめ受給券の交付申請をしてください。対象者には申請書を市役所から送付しています。※65歳以上で平成27年8月以降に

手帳が交付された方は、制度対象外となります。

☎ 0475(80)2614

献血にご協力を お願いします

7月は「愛の血液助け合い運動」月間です。

より安全な血液を安定的に確保するため、献血にご協力をお願いします。

献血実施日

7月9日(木)
午前10時〜11時30分
松尾IT保健福祉センター

☎ 0475(80)1173

☎ 0475(80)1173

7月は 社会を明るくする運動 強調月間です

第65回社会を明るくする運動
～犯罪や非行を防止し、
立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力をあわせて、犯罪や非行のない安全で安心な社会を築こうとする全国的な運動で、今年で65回目を迎えます。再犯防止や立ち直りの支援には、一部の人たちだけでなく、地域社会の一人ひとりの理解と協力が不可欠であり、その支援の輪の拡大を目指すものです。

山武市でも、7月の1カ月間、保護司会や更生保護女性会などによる市内での啓発活動を実施します。

☎ 0475(80)2612

お知らせ

国民健康保険被保険者証の更新

山武市国民健康保険の加入者がお持ちの被保険者証の有効期限は7月31日です。

新しい被保険者証は7月中旬以降、簡易書留で順次郵送します。なお、会社の健康保険等に加入した場合は、国民健康保険喪失の手続きが必要です。国民健康保険被保険者証、会社の健康保険証、印鑑をお持ちの上、市役所国保年金課または各出張所で手続きをしてください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1143

後期高齢者医療制度保険証の更新と保険料額の決定

後期高齢者医療保険証の更新

8月からお使いいただく保険証は7月中旬以降、簡易書留で順次発送します。お手元に届きましたら内容をご確認ください。

保険料額の決定

平成27年度の保険料率は昨年と同じ料率となります。保険料額と納付方法は、7月中旬以降に郵便で各被保険者にお知

らせします。

特別徴収(年金天引き)から口座振替に変更できます

特別徴収(年金天引き)の方は納付方法を口座振替に変更できます。金融機関と市役所でそれぞれ手続きが必要となり、変更には3カ月以上かかりますので、ご希望の方は早めに手続きをしてください。

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1142

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう!

平成27年4月分から平成28年3月分までの国民年金保険料は、月額1万5590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードやインターネット等を利用しての納付、便利でお得な口座振替もあります。未納のまま放置すると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけではなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがあります。

ますので、早めに納付してください。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予制度がありますので、市役所国保年金課または千葉年金事務所へご相談ください。

※納付義務のある方:被保険者本人、その配偶者および世帯主

☎ 千葉年金事務所

☎ 043(242)6320

☎ 国保年金課

☎ 0475(80)1142



子育て・教育

子ども医療費助成受給券の更新

現在お持ちの子ども医療費助成受給券の有効期限は、平成27年7月31日です。新しい受給券は、7月末に郵送予定です。なお、申請時に登録した内容(保護者および子どもの氏名・住所・健康保険証等)に変更のあった方は、市役所または各出張所で変更手続きをお願いいたします。

※子ども医療費助成を受けるには申請が必要です。

対象者 0歳～中学3年生の子ども

自己負担額

・通院1回・入院1日につき300円

・市民税所得割が課税されていない方または均等割のみ課税の方は無料

申請に必要なもの 印鑑、保護者とお子さんの保険者証

※平成27年1月1日に山武市に住所がなかった保護者の方は、平成27年度所得課税証明書または、非課税証明書(均等割・所得割が記載されているもの)の提出が必要です。

☎ 子育て支援課

☎ 0475(80)2631

高校生等の医療費助成制度の登録はお済みですか?

市では、子育て支援体制充実強化のため高校生等医療費助成制度を実施しています。

この制度は、健康保険に加入している、18歳(高校3年生)に達する日以後の最初の3月31日までの方で、就学しているお子さん(各種学校可)が病気やケガで医療機関を受診した際に、保険診療の一部負担金を助成し、高校生等を扶



養している保護者の負担の軽減を図るものです。

制度の内容等 高校生等が通院・入院や薬局等で健康保険の適用される診療等を受けた場合、保護者が支払う一部負担金から高校生等医療負担金（300円または無料）を差し引いた額が償還払いされます。

※健康保険の対象でないもの（健康診断・予防接種・差額ベッド代・証明手数料）や学校内での負傷等・交通事故などの第三者行為は助成対象外です。

助成金支給の手続き

- (1) 該当の高校生等がいる場合は、事前に登録申請を行います。
- (2) 医療機関を受診した場合は、医療機関で一部負担金を支払い医療費助成申請書に領収書を添付して市に申請します。
- (3) 市は助成申請書の審査を行い償還払いします。

※支給申請が提出されても、所得税の申告をされていない方や市税等の滞納がありますと助成が

できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

子育て支援課

☎0475(80)2631



産業

農地の違反転用は、絶対にやめましょう

- ① 農地法の許可を受けず、農地以外の用途で使用している場合は、違反転用になります。
- ② 農地を埋め立てる場合も、届出または、許可が必要となります。
- ③ 違反転用した業者はもちろんのこと、土地所有者（地主）にも厳しい措置がとられます。

農地を狙った「甘い誘い」に、
「ご注意ください」

【例】

事業者「お宅の畑を貸して太陽光発電をやりませんか？」

地主 「いいですよ」

このような場合、正規の手続きをせずに貸してしまうと……

・土地所有者として処罰される恐れがあります。

・違反転用した事業者が行方不明になると、産業廃棄物等が不法投棄されることも予想されます（その際は、土地所有者が撤去することになります）。

※転用の計画がある場合は、必ず事前に農業委員会へご相談ください。

農業委員会事務局

☎0475(80)1241

ハチに注意

夏から秋にかけては、ハチの活動が活発になる季節です。むやみにハチの巣などに近寄るのは危険ですので、注意してください。

公共の施設や公園、道路などでスズメバチ等の巣を発見した場合は、お問い合わせください。

また、個人が所有する家屋や土地等で発見された巣は、直接専門業者に駆除の相談をしてください。

市内業者

クリーンライフ(有)〈蓮沼ロ〉

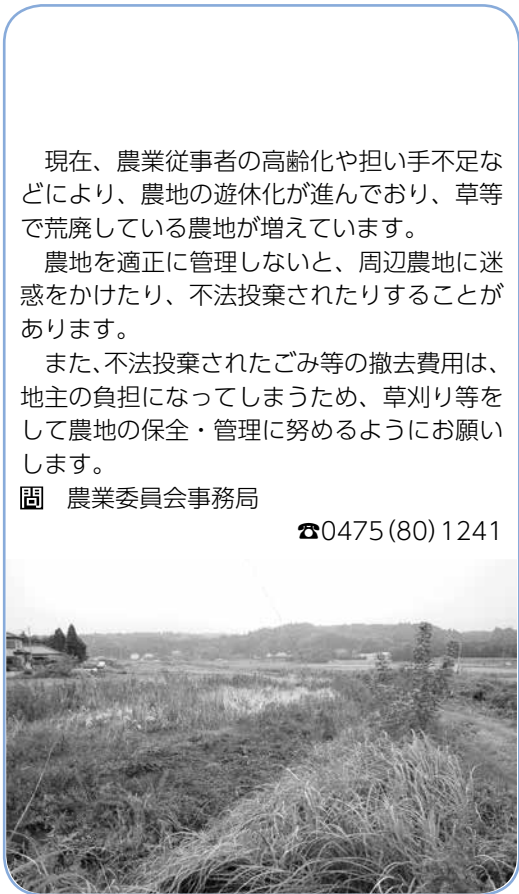
☎0475(86)3344

総合技建(株)〈白幡〉

☎0475(82)0390

環境保全課

☎0475(80)1161



現在、農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農地の遊休化が進んでおり、草等で荒廃している農地が増えています。

農地を適正に管理しないと、周辺農地に迷惑をかけたり、不法投棄されたりすることがあります。

また、不法投棄されたごみ等の撤去費用は、地主の負担になってしまうため、草刈り等をして農地の保全・管理に努めるようお願いいたします。

☎ 農業委員会事務局

☎0475(80)1241